

運 営 規 定

社会福祉法人秋桜福社会

公私連携幼保連携型認定こども園

豊原まどかこども園

公私連携幼保連携型認定こども園豊原まどかこども園運営規程

制定日：令和 3 年 11 月 26 日

施行日：令和 3 年 12 月 1 日

施設の名称 豊原まどかこども園

第 1 条 社会福祉法人秋桜福社会が設置する公私連携幼保連携型豊原まどかこども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 公私連携幼保連携型認定こども園豊原まどかこども園
- (2) 所在地 沖縄県うるま市字豊原 280-1

(施設の目的)

第 2 条 公私連携幼保連携型認定こども園豊原まどかこども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領及び保育指針も踏まえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用子どもの受け入れ状況により、配置基準を下回らない範囲で員数が変動する場合がある。

(1) 施設長（園長） 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育教諭 16人

保育士、教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する

(4) 保育補助者 2人 ・ 保育支援員 2人

保育補助者は、保育教諭の職務を助ける。

(5) 事務職員 1人 (常勤 1人)

事務職員は、当園の事務を行う。

(6) 調理員 4人 (常勤 2人、非常勤 2人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(7) 用務員 1人 (非常勤 1人)

用務員は、当園の雑務を行う。

(8) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 園薬剤師 1人

環境衛生の検査や維持・改善に必要な指導・助言、健康相談や保健指導、薬品等の管理についての指導、助言を行う。

(学年及び学期)

第7条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日 から 8月31日 まで

(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日 まで

(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 支援法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1号こども」という。）に係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 学年末休業（3 月 25 日から 3 月 31 日まで）

エ 学年年始休業（4 月 1 日から 4 月 6 日まで）

オ 夏季休業（7 月 21 日から 8 月 31 日まで）

カ 冬季休業（12 月 26 日から 1 月 5 日まで）

キ 慰霊の日（6 月 23 日）

(2) 支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2号こども」という）及び同項第 3 号の子ども（以下「3号こども」という）に係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 年始休日（1 月 2 日及び 1 月 3 日）

ウ 年末休日（12 月 29 日から 12 月 31 日）

3 当園は、前項各号の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第 9 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間は、午前 8 時 00 分から午後 2 時 00 分とする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11 時間）は、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8 時間）は、午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前 7 時 15 分から午後 7 時 00 分。

(2) 土曜日 午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分。

- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第10条 当園は、うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第19号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表1に掲げる実費を徴収する。
- 3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。
- 4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

（利用定員）

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	5人	5人	5人	15人
2号	—	—	—	20人	20人	20人	60人
3号	6人	12人	12人	—	—	—	30人
合計	6人	12人	12人	25人	25人	25人	105人

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

- 第12条 当園は、1号子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。
- 2 利用の申込みに係る1号子どもの数及び現に利用している1号子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

- (1) 在園児を優先して入園させる。
- (2) 兄弟姉妹が在園しているものは優先して入園させる。
- (3) 高江洲小学校区及び、中原小学校区に住所を置く世帯を優先して入園させる。
- (4) ひとり親世帯を優先して入園させる。
- (5) その他の者は面談を行い、当園の教育理念に基づき決定する

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、児童福祉法第24条第3項の規定により、市が行った利用調整により2号子ども及び3号こどもの当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

5 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

6 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項各号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1 特定教育・保育の提供に要する実費にかかる利用者負担		
項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
1号認定子ども 給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月 5,000 円 内訳:主食費 500 円 副食費 4,500 円
2号認定子ども 給食費	食事、おやつ提供に要する費用を徴収	月 5,500 円 内訳:主食費 1,000 円 副食費 4,500 円
一時預かり保育 おやつ費	平日に預かり保育を利用した場合のおやつ材料費	1食 50 円
一時預かり保育 給食費	土曜、長期休み中に預かり保育を利用した場合の 給食材料費	1食 200 円
教材費	個人用教材 (体育着・帽子・クレヨン他)	その都度徴収

別表 2 延長保育にかかる利用者負担		
項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
保育認定子ども 延長保育料	保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 (短 時 間 : 午前 7 時 15 分～午前 8 時 午後 4 時 ～ 午後 7 時 00 分) (標準時間 : 午後 6 時 15 分～午後 7 時 00 分)	60 分毎 300 円 月 3,000 円

別表 3 一時預かり保育にかかる利用者負担		
項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
1号認定子ども 一時預かり料金	預かり保育にかかる利用者負担 (平日) 午後 2 時～午後 6 時 15 分	60 分毎 100 円 月 3,000 円
1号認定子ども 一時預かり料金	預かり保育にかかる利用者負担 (土曜日・長期休業日) 午前 8 時～午後 6 時 15 分	60 分毎 100 円 日 (8～14 時) 400 円
園外利用者	預かり保育にかかる利用者負担 受け入れ時間 : 午前 9 時～午前 12 時	0～2 才 60 分毎 300 円 3～5 才 60 分毎 300 円

※預かり料金に給食費、おやつ代は含まれない。別途徴収。

公私連携幼保連携型認定こども園 豊原まどかこども園 利用に当たって重要事項説明書

施設の目的及び運営の方針

☆子ども達が、安全に楽しい生活を送り「生きるための力」がつくよう支援していきます。

☆経営理念に信頼・笑顔・感謝する心を掲げ職員は、明るく子ども達の笑顔と笑い声があふれる保育園を目指します。

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の所在地・名称	うるま市字高江洲 735-2	社会福祉法人秋桜福祉会
事業者の連絡先	098-974-1990	代表者氏名 平良 康雄

(2) 施設の概要

種別	認定こども園					
名称・所在地	公私連携幼保連携型 認定こども園 豊原まどかこども園 うるま市字豊原 230-1					
連絡先	098-973-4942	施設長氏名 前濱 玲子				
開設年月日	令和3年12月1日					
利用定員	幼保連携型認定こども園（定員 105名 1号認定含む）					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6名	12名	12名	25名	25名	25名
※弾力運営で人数が変動することもあります						

(3) 保育時間

通常保育 ・開園日 ・利用時間	<p>(2・3号認定)</p> <p>○ 月曜日～土曜日</p> <p>(標準時間認定) 午前7時15分～午後6時15分</p> <p>(短時間認定) 午前8時00分～午後4時00分</p> <p>※両親のうちのどちらかが休みの場合は、家庭保育をお願い致します。</p> <p>※土曜日保育は給食材料注文・職員配置のために、前月末までに申請が必要になります。</p> <p>※毎月第2土曜日の午後は職員園内研修となっています。</p>
	<p>(1号認定)</p> <p>○ 月曜日～金曜日 午前7時15分～午後2時00分</p> <p>※土曜日の保育利用は、別途延長保育料が必要となります。</p> <p>※特定教育・保育にかかる(別表1) / 延長保育にかかる(別表2) 一時保育にかかる(別表3) 利用者負担金を参照</p>

延長保育 ・実施日 ・利用時間 ・利用料金	○ 月曜日～金曜日 (標準時間認定) 午後6時15分～午後7時まで (短時間認定) 午前7時15分～午前8時00分 / 午後4時00分～午後7時00分 ○ 利用料金・・・1時間300円
休園日	日曜日 祝祭日 年末年始休み(12月29日～1月3日) 慰霊の日 自然災害等で園長が必要と判断した日
外部講師による教育	運動遊び 3歳児～5歳児 キッズヨガ・硬筆 5歳児 スイミング4・5歳希望児
その他 保育にあたっての留意事項	○幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。前月末に翌月の園たより各学級の主な活動を配布します。 ○登園は9時までにはお願いします。 ○登園後、熱が38℃を超えた場合や38℃未満でも、下痢が3回以上続いた時、活気がなく具合が悪そうな時、いつもと様子が違う時はお迎えをお願いすることもあります。

(4) 職員の職種及び員数

園長	1名	職員及び業務の管理を一元的に行い勝因に対し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行うと共に、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
主幹保育教諭	2名	市と連携をとり園長を補佐し保育内容について職員を統括する。
保育教諭	16名	保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
加配保育教諭	1名	発達支援児保育に従事し、保育計画、実施、記録及び家庭連絡の業務を行う。
保育支援員及び保育補助	4名	保育士の補助等の業務
調理士	4名	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

※職員数は入所人数により、配置基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(5) 利用料金等

給食費 (3歳児クラス以上)	1号 給食費4,500円(内訳:主食費¥500/月(内500円は市より補助)副食費4,500円) ※おやつ代含まれておりません 2号 給食費5,000円(内訳:主食費¥1,000/月(内500円は市より補助)副食費4,500円)
延長料金	1時間300円
実費徴集	教材費(月刊総合絵本)毎月350円～500円程度 お便りノート、はさみ、のり、粘土、クレヨン、クーピー等(個人で使用する教材)年間(8,000円～300円) 体育着、帽子(2,500円程度)※各年齢により異なる。

(6) 給食

給食	昼食とおやつを自園調理で提供しています。 ○アレルギー対応、除去食の提供（医師の指示書が必要となります。） ○前月末に翌月の献立表を配布します。
弁当について	○月1～2回、お弁当の日があります。その際水筒(水またはお茶)を持たせてください 弁当は少なめで、デザート(果物)を添えたら喜びます。

(7) 緊急時における対応方法

緊急時における対応	保育中健康状態の急変、他緊急事態が生じた時には、保護者が指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医に相談する等の処置を講じます。 保護者との連絡が取れない場合は、子どもの安全を最優先させ園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。
非常災害時の対策	毎月1回 避難、消火訓練 毎年2回 消火器、誘導灯、昇降機、火災報知器の点検 災害時（台風、地震、津波等）の警報が出た場合は、速やかにお迎えをお願いします。 (指定避難場所 具志川高等学校)
虐待防止の為の措置に対する事項	子どもの人権の擁護及び虐待防止を図るため保護者と共に職員一丸となって子育てを考えていきます。また、必要に応じ専門機関と連携して虐待が改善される処置を行います。子育てにおいて困りの時は、お気軽にご相談ください。
個人情報漏えいに対する事項	職員は、個人情報漏えい防止に努めます。 無断で、園内の掲示物もしくは、個人情報等を撮影、発信する事はご遠慮下さい。 不特定多数の人が見ることができるメディア（SNS等）への投稿は配慮して下さい。

その他の事項

連携施設	一般社団法人幼児教育センター小規模保育事業所 愛保育園
保育利用終了に関する事項	何らかの理由で、退園せざる得ない場合は、役所の保育課に連絡し手続きをお願いします。
感染症に関する対応	インフルエンザ等の感染症は、園指定の完治証明書の提出をお願いします。
投薬について	投薬がある時は、必ず投薬依頼書、処方箋、薬1回分をチャック付きの袋に入れ（すべて名前を記入の上）持たせてください。保護者で、事務所前カウンターへ提出をお願いします。
歯磨き指導	2歳児クラスより食後歯磨き指導を行います。毎月歯ブラシの交換をお願いします。
提出書類	・健康診断書 ・家庭調査票・アレルギー管理指導票（園児）・勤務証明書（保護者） ・金銭的（主食費、延長料金等）なものは、保護者の皆さんで、直接事務所に提出をお願いします。

利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、下記の通り保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険事故（内容）	保育施設側の保護監督中に園の施設や設備に欠陥があつて園児がけがをした場合等
保険金額	施設管理者：身体賠償：1名につき限度額1億円・1事故につき限度額2億円 財物1千万円 生産物賠償：身体賠償1名につき限度額1億円 1事故につき限度額限度額2億円 昇降機：身体賠償：1名につき限度額1億円 1事故につき2億円 財物100万

提携する医療機関・所在地・提携内容

【医療機関】

内科医	中部地区医師会	知念正雄	〒904-0113	中頭郡北谷町字宮城 1-584
歯科医	スター歯科クリニック	島田誠二	〒904-2233	うるま市字豊原 750 番地
薬剤師	すこやか薬局よみたん店	村田成夫	〒904-0413	恩納村字富着 554-1 プリンスプラージュ沖縄 804

【提携内容】 年 2 回、内科・歯科検診実施 事故やけが、発育、身体の異常・環境衛生の検査・薬剤等の相談

【その他】 園児 年 2 回 内科、歯科検診・尿検査の実施

※ 当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情などの受付先は下記の通りです。

※ 些細な事でも、気になる事がありましたら事務所にお声かけください。

【担当者氏名】	園長：前濱 玲子		
【担当者連絡先】	Tel.098-973-4942	【受付時間】	午前 9 時～午後 5 時 30 分

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子ども 給食費	食事の提供に要する費用を徴収	月 5,000円 内訳:主食費 500円 副食費 4,500円
2号認定子ども 給食費	食事、おやつ提供に要する費用を徴収	月 5,500円 内訳:主食費 1,000円 副食費 4,500円
一時預かり保育 おやつ費	平日に預かり保育を利用した場合のおやつ材料費	1食 50円
一時預かり保育 給食費	土曜、長期休み中に預かり保育を利用した場合の給食材料費	1食 200円
教材費	個人用教材(体育着・帽子・クレヨン他)	その都度徴収

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
保育認定子ども 延長保育料	保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 (短時間:午前7時15分～午前8時 午後4時～午後7時00分) (標準時間:午後6時15分～午後7時00分)	60分毎 300円 月 3,000円

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子ども 一時預かり料金	預かり保育にかかる利用者負担 (平日)午後2時～午後6時15分	60分毎 100円 月 3,000円
1号認定子ども 一時預かり料金	預かり保育にかかる利用者負担 (土曜日・長期休業日) 午前8時～午後6時15分	60分毎 100円 日(8～14時) 400円
園外利用者	預かり保育にかかる利用者負担 受け入れ時間:午前9時～午前12時	0～2才 60分毎 300円 3～5才 60分毎 300円

※預かり料金は給食費、おやつ代は含まれない。別途徴収。

認定こども園豊原まどかこども園における個人情報利用目的使用同意書

社会福祉法人 秋桜福祉会
認定こども園豊原まどかこども園
園長 前濱 玲子

当園に入園される子ども（園児）及び保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の教育・保育業務を通して得た個人情報（利用児童と園児の保護者・利用児童の保護者を特定することのできる情報）の取扱いについて下記に明示している教育・保育の円滑な実施以外の目的に使用することはありません。

【認定こども園での利用目的】

- ・個人情報項目・・・園児氏名・生年月日・写真・連絡帳・指導要録・家庭調査票
健康診断書・緊急連絡票・絵画出展名簿
入学予定小学校への保育要録の提供
- ・個人情報開示・・・くつ箱・ロッカー・誕生日表・園だより・クラスだより
ホームページ・帽子・園のしおり・パンフレット写真掲示
テレビ取材協力・新聞等への必要に応じた掲載

(1) 情報の保管

当認定こども園では取得した個人情報は、第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理いたします。第三者への個人情報の開示は原則としていたしません。

但し、下記の場合は開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・認定こども園の嘱託医等、その他こども園運営に必要な業務委託先（個人情報保護に関する確認書を締結した委託先）へ個人情報を提供する場合
- ・人命保護の為、必要と認められた場合
- ・措置費の請求事務に関する業務
- ・教育・保育において行われる実習生への協力
- ・法的に認められた第三者機関への情報の提供

(2) 個人情報利用の制限

当こども園では園児と園児の保護者の個人情報について訂正・追加・利用停止を求める権利を有していること確認し、申し出があった場合は速やかに対応いたします。

但し、当こども園の福祉に反する場合、法令等に反する場合、又運営に支障をきたす場合は除きます。

公私連携幼保連携型認定こども園豊原まどかこども園 利用契約書

公私連携幼保連携型認定こども園豊原まどかこども園と支給認定子ども及びその支給認定保護者は、当こども園を利用する事に関し、次のとおり契約を締結する。

私は、本書面に基づいて認定こども園豊原まどかこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

- 1、当こども園は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、保育を提供する事とする。
- 2、保護者は、園が説明した「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む）を履行することとする。
- 3、この契約の有効期間は、令和4年4月1日から卒園予定日までとする。
- 4、当こども園は、本契約にかかる内容に変更があった場合は、その内容について保護者に説明し、同意を得る事とする。
- 5、当こども園のブログ及びサイトに写真を載せる。

(同意する ・ 同意しない) ※どちらかに○を付けてください。

令和 年 月 日

法人代表者：社会福祉法人 秋桜福祉会 理事長 平良 康雄
施設名：公私連携幼保連携型認定こども園 豊原まどかこども園
施設所在地：沖縄県うるま市字豊原 230 番地 1
園長・管理者：前濱 玲子

保護者住所：_____

園児氏名：_____

保護者氏名：_____

上記の内容を証するため本通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。